

第1回物部川清流保全推進協議会総会

日時:平成21年4月27(月)13:30～15:30

場所:高知県立文学館ホール

1 開会

2 議題

- (1) 会長、副会長の選任について
- (2) 物部川清流保全推進協議会設置要綱について
- (3) 物部川清流保全推進協議会運営要領について
- (4) 水量・水質部会、生態系・川と人とのかかわり部会の進め方について

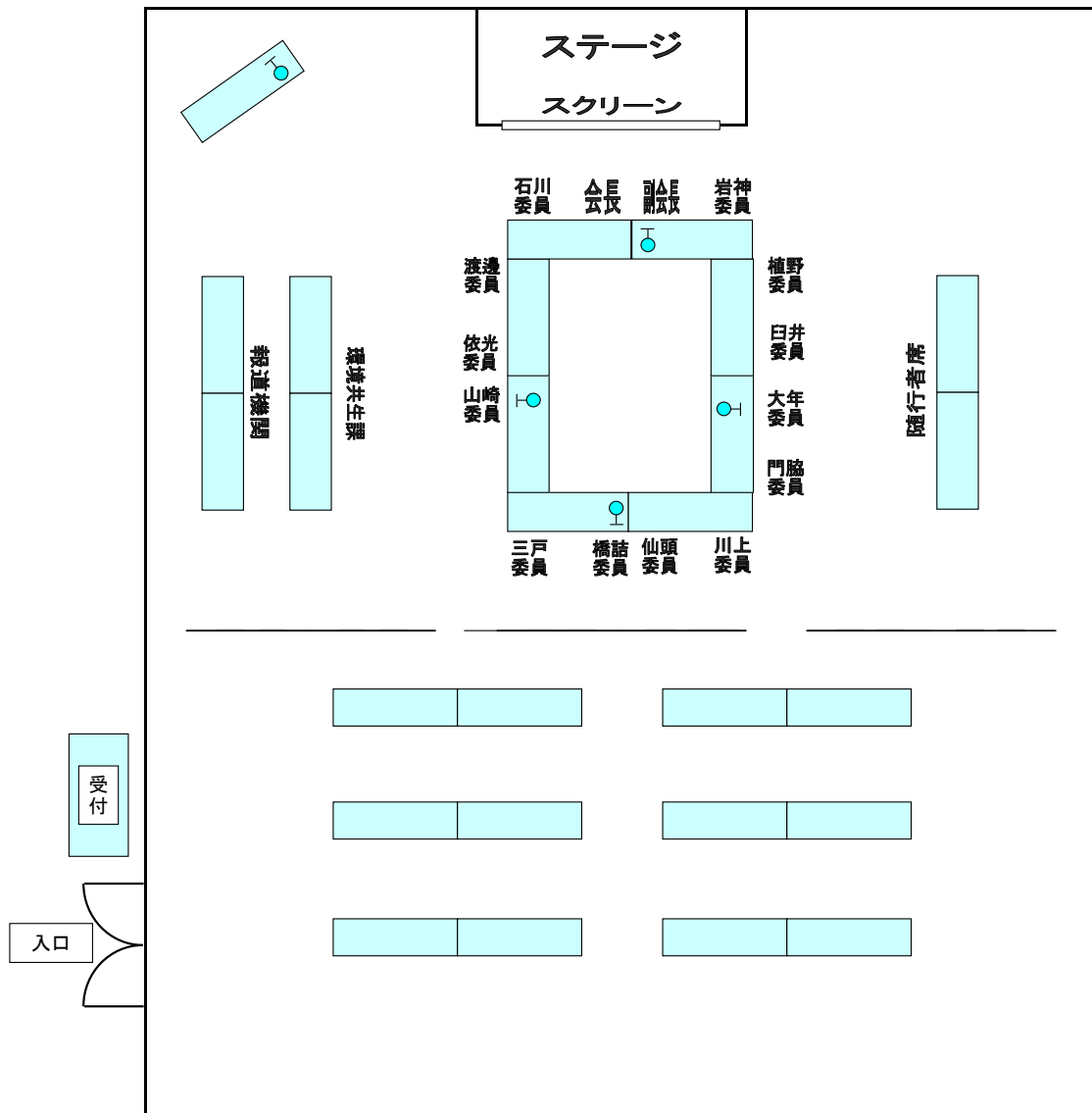
3 閉会

第1回物部川清流保全推進協議会総会

配席図

日時：平成21年4月27日(月) 13:30~15:30

会場：高知県立文学館ホール



物部川清流保全推進協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 物部川の清流再生を目指すための指針として策定した「物部川清流保全計画」(以下「計画」という。)を、流域住民、団体、事業者及び行政等の協働により具体的に推進していくために、「物部川清流保全推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 計画の進捗状況の把握と検証に関すること。
(2) その他計画の推進に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる、流域住民、団体職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等(以下「委員」という。)により組織する。
2 委員は、知事が委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第 6 条 協議会の総会は、会長が召集し、会長がその議長を務める。
2 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者をもって充てることができる。
3 総会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
4 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第 7 条 協議会に幹事会を置き、別表 2 に掲げる者(以下「幹事」という。)により組織する。
2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、環境共生課長の職にある者を充てる。

(部会)

第 8 条 協議会に、別紙運営要領に定めるところにより、部会を置く。
2 部会に部会長を置き、部会の委員は、協議会の会長が指名する。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課に置く。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別紙運営要領による。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

協議会委員名簿

別表 1

所属・職名	氏名
物部川21世紀の森と水の会代表	植野 寛
アクアリプルネットワーク座長	岩神 篤彦
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長	三戸 雅文
四国森林管理局計画部長	川上 利次
南国市長	橋詰 壽人
香南市長	仙頭 義寛
香美市長	門脇 慎夫
高知県林業振興・環境部長	臼井 裕昭
高知大学農学部名誉教授	依光 良三
特定非営利活動法人環境の杜こうち理事長	石川 妙子
高知大学農学部教授	大年 邦雄
高知工科大学マネジメント学部教授	渡邊 法美
高知工業高等専門学校建設システム工学科准教授	山崎 慎一

所属・職名	氏名
物部川21世紀の森と水の会副代表	手島 寿幸
アクアリプルネットワーク副座長	横田 日出子
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課長	森 和夫
四国森林管理局計画課長	米田 雅人
南国市企画課長	山崎 正道
香南市企画課長	田内 修二
香美市企画課長	濱田 賢二
高知県鳥獣対策課長	井上 清
高知県森づくり推進課長	大野 靖紀
高知県農業基盤課長	井上 泰志
高知県河川課長	平田 幸成
高知県公園下水道課長	北川 尚
高知県漁業振興課長	松村 春樹
高知県電気工水課長	林 功
高知県環境共生課長	鍋島 克人

物部川清流保全推進協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、物部川清流保全推進協議会（以下「協議会」という。）を円滑に運営するために定めるものである。

(会議)

第2条 協議会は、年1回総会を開催する。

- 2 幹事会は年2回（上、下半期）開催し、部会からの報告・懸案事項を取りまとめ、協議会総会への付議事項を検討する。
- 3 部会は必要に応じて開催し、取組の進捗状況や課題を幹事会に報告する。

(部会の設置等)

第3条 協議会には「水量」、「水質」、「生態系・景観」及び「川と人とのかかわり」の4分野について、「水量・水質部会」及び「生態系・川と人とのかかわり部会」を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

部会名	所掌事務
水量・水質部会	森林の保水力の回復や有効な水利用の検討・調整、濁水対策、家庭排水の適正な処理等に関する事
生態系・川と人とのかかわり部会	水生生物等の生息に適した川づくりや水辺林整備、河川一斉清掃、環境学習や各種イベントの実施等に関する事

- 3 審議する案件が部会をまたがる場合は、部会の委員は、他部会に参加することができる。

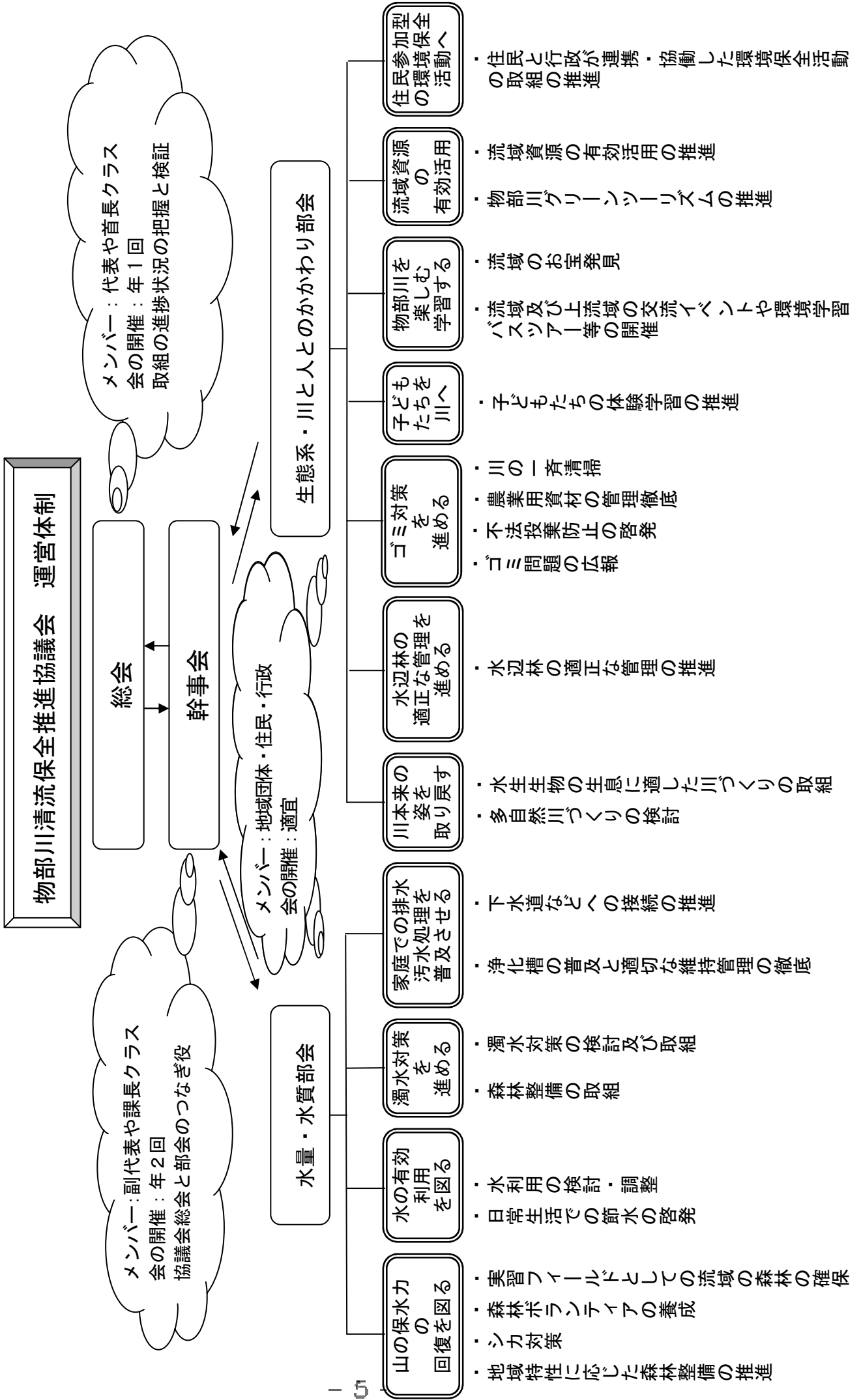
(関係者の意見)

第4条 会長、幹事長及び部会長が必要と認める場合は、関係者に対し、協議会総会、幹事会及び部会に出席し、意見を求めることができる。

(附則)

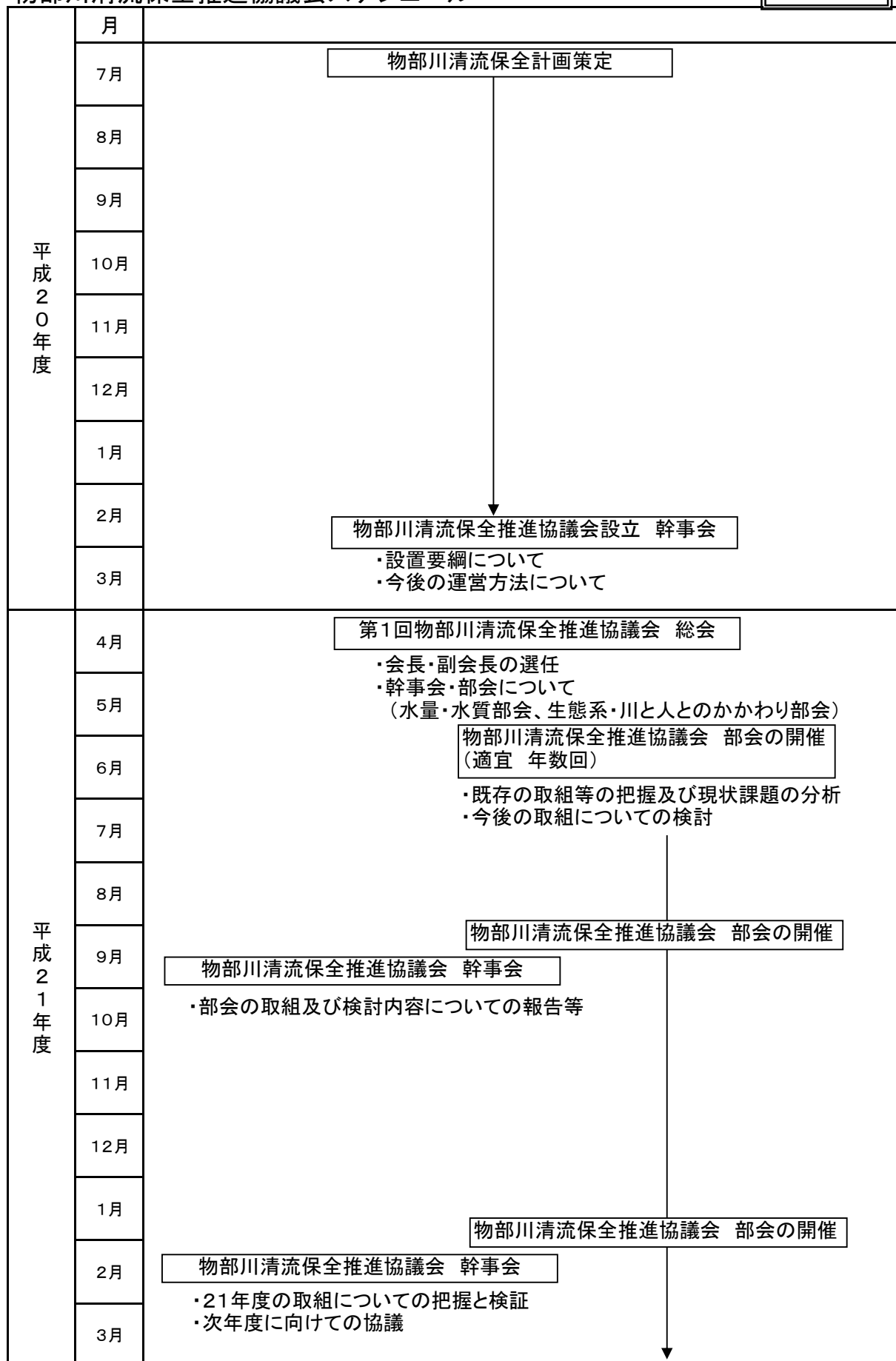
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

物部川清流保全計画 ～天然アユが湧き立つ川～



物部川清流保全推進協議会スケジュール

資料 4



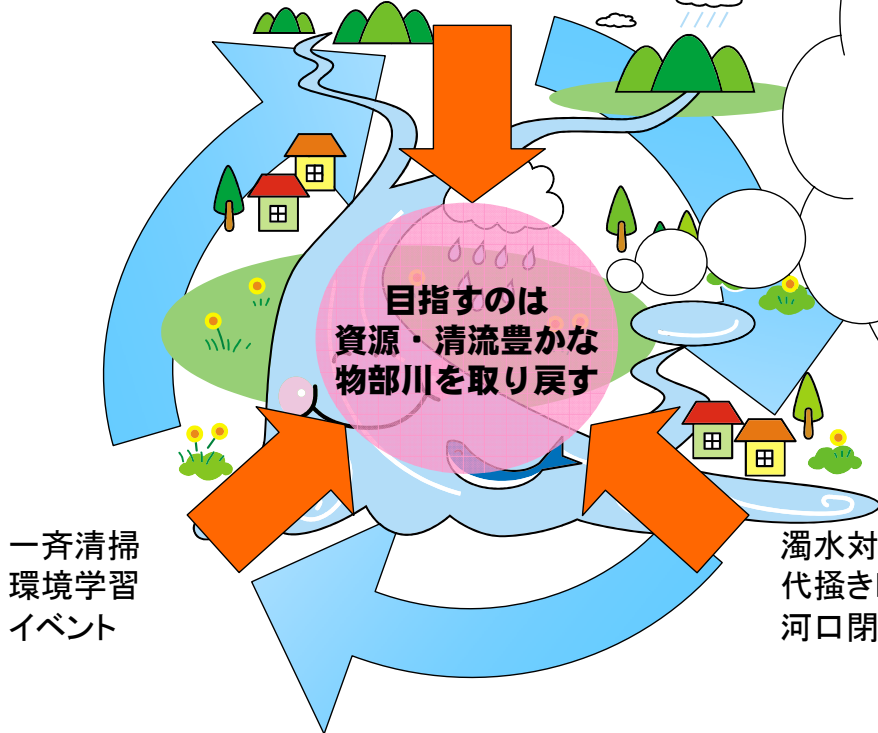
物部川清流保全の取組

資料5

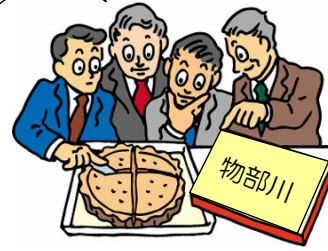
既存の取組('既')及び具体的な取組例		関係団体、機関、課
水量・水質部会	<p>既 ・森林整備や間伐体験(別府山、ヒカリ石国有林など)</p> <p>既 ・シカ対策(ラス巻き、食害防護柵設置)</p> <p>既 ・森林ボランティアリーダー養成講座(森づくりコース・自然体験コース・木エクラフトコース)</p> <p>・森林ボランティア養成等に必要なフィールドとして提供可能な国有林、県有林、民有林の洗い出し</p> <p>既 ・関係者間での水利用の検討・調整</p> <p>・家庭や事業所での雨水貯留及び生活用水や罹災時の雨水利用促進</p> <p>・家庭、農業、事業所での節水及び啓発</p> <p>既 ・河口閉塞対策</p> <p>既 ・物部川濁水対策検討会において濁水の原因の究明や対策の検討</p> <p>既 ・濁水の塊を早く流すための有効な排出方法(選択取水設備の設置など)を検討</p> <p>既 ・農業における排水対策の推進及び肥料の適量施肥の普及</p> <p>既 ・貯水池および流入河川における濁度やBODなどの水質調査</p> <p>既 ・家庭排水の適切な処理の啓発(水切り袋の使用や洗剤を少なくするなど)</p> <p>既 ・家庭での浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底を啓発</p> <p>既 ・污水处理施設への接続の推進</p>	<p>・物部川21世紀の森と水の会</p> <p>・土地改良区</p> <p>・情報交流館ネットワーク</p> <p>・物部川漁業協同組合</p> <p>・三嶺の森をまもるみんなの会</p> <p>・四国森林管理局</p> <p>・高知河川国道事務所</p> <p>・南国市、香美市、香南市</p> <p>・鳥獣対策課</p> <p>・農業基盤課</p> <p>・森づくり推進課</p> <p>・河川課</p> <p>・公園下水道課</p> <p>・電気工水課</p>
生態系・川と人とのかわり部会	<p>既 ・産卵場の造成などアユの生息にこだわった川づくりの検討</p> <p>・河川構造物調査を行い、魚道機能の見直しを検討する</p> <p>・川の状態調査:護岸、河床(固さ、砂利、砂...)横断構造物、瀬・淵・トロ</p> <p>・多自然川づくりによる川の再整備を図る</p> <p>既 ・底生生物調査</p> <p>既 ・水辺林整備(笹川、川ノ内川など)</p> <p>既 ・流域全体を巻き込んだ一斉清掃の実施</p> <p>・漂着、散乱、投棄ごみマップの作成</p> <p>既 ・ゴミのポイ捨てや不法投棄防止の啓発</p> <p>・農地における使用済み資材の管理の徹底</p> <p>既 ・川の学習拠点「川の駅」の開設</p> <p>既 ・環境学習バスツアー</p> <p>既 ・各イベント(川祭り、Eボート交流大会、舟入川ウオーキング&いかだ下り、葦舟づくりなど)</p> <p>既 ・こうち山の日イベント『森のこと 里のこと 地球のこと「遊び 学び 考えよう」』</p> <p>既 ・山の一日先生派遣事業</p> <p>・流域イベントカレンダーやお宝マップの作成</p> <p>・体験学習プログラムづくり</p> <p>・道路・公園など公共空間における美化活動の推進</p> <p>・ラブリバー制度の導入</p> <p>・物部川グリーンツーリズムの推進</p> <p>・環境保全型農業や木質バイオマスの活用検討</p> <p>・流域資源(間伐材など)の有効活用の検討</p>	<p>・物部川21世紀の森と水の会</p> <p>・土地改良区</p> <p>・情報交流館ネットワーク</p> <p>・アクア・リブル・ネットワーク</p> <p>・物部川漁業協同組合</p> <p>・ごみのない物部川をつくる連絡会</p> <p>・四国森林管理局</p> <p>・高知河川国道事務所</p> <p>・南国市、香美市、香南市</p> <p>・農業基盤課</p> <p>・森づくり推進課</p> <p>・水産振興課</p> <p>・河川課</p> <p>・電気工水課</p>

既存の活動

森林の間伐・整備
シカ対策(ラス巻き・囲い込み)
森林ボランティア育成



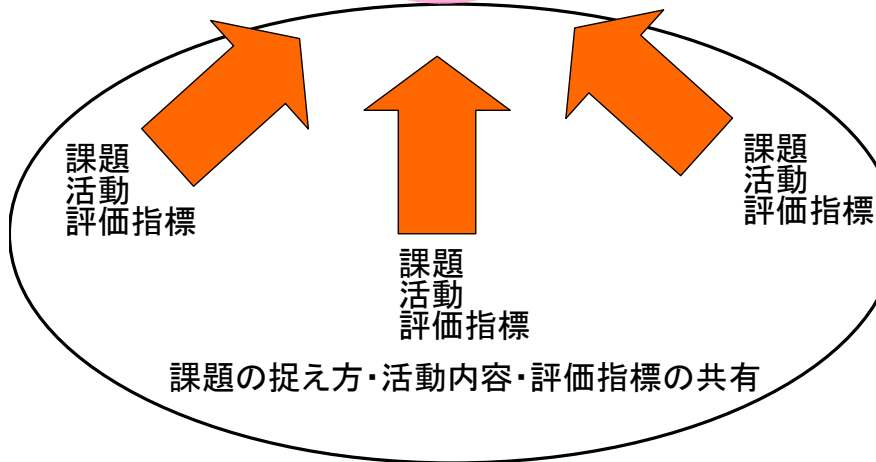
補足資料



同じ目標・課題でも
切り口が違うと見え方(捉え方)
が違う

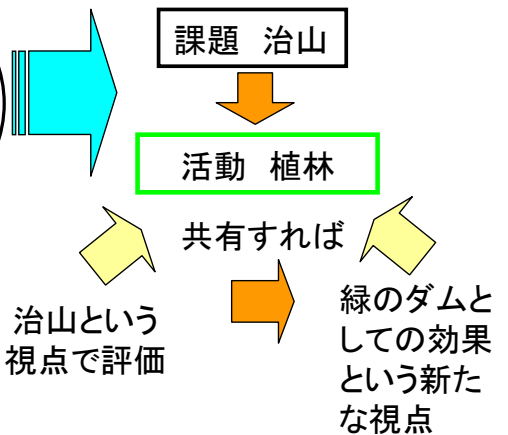
既存の活動

目指すのは
資源・清流豊かな
物部川を取り戻す



部会

情報を共有することで
課題・活動・効果について議論
する場が新たに産まれる
指標(ものさし)の共有による違っ
た切り口での活動成果の評価
例えば



水量・水質部会



- ・森林整備や間伐体験
- ・シカ対策(ラス巻き、防護柵設置)
- ・森林ボランティアリーダー養成講座
森づくり、自然体験、木エクラフトコース

上流域

中・下流域

- ・関係者間での水利用の検討・調整
- ・物部川濁水対策検討会において濁水の原因の究明や対策の検討
- ・濁水の塊を早く流すための有効な排出方法(選択取水設備の設置など)を検討
- ・農業における排水対策の推進及び肥料の適正施肥の普及
- ・貯水池および流入河川における濁度やBODなどの水質調査
- ・家庭排水の適切な処理の啓発(水切り袋の使用や洗剤を少なくする等)
- ・家庭での浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底を啓発
- ・污水处理施設への接続の推進

- ・森林ボランティア養成等に
必要なフィールドとして
提供可能な国有林、県
有林、民有林の洗い出し

- ・家庭や事業所での雨水貯留
及び生活用水や罹災時
の雨水利用の促進

- ・家庭、農業、事業所での節水
及び啓発

←既存取組 | 取組案→



- ・河口閉塞対策



生態系・川と人とのかかわり部会



- ・山の一日先生派遣事業

上流域

中・下流域

- ・産卵場の造成などアユの生息にこだわった川づくりの検討
- ・底生生物調査
- ・水辺林整備(笹川、川ノ内川など)
- ・流域全体を巻き込んだ一斉清掃の実施
- ・ゴミのポイ捨てや不法投棄防止の啓発
- ・川の学習拠点「川の駅」の開設
- ・環境学習バスツアー
- ・各イベント(川祭り、Eボート交流大会
舟入川ウォーキング&いかだ下り
葦舟づくりなど)

- ・流域資源(間伐材など)の有効利用の検討
- ・環境保全型農業や木質バイオマスの活用検討

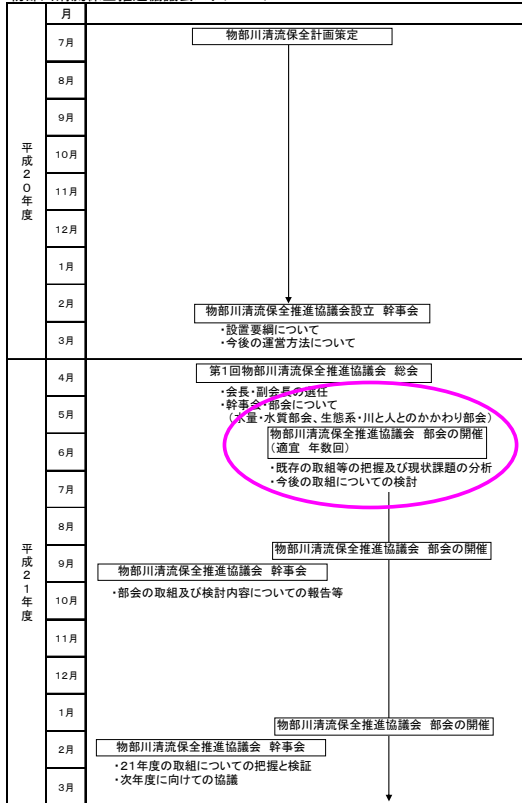
- ・河川構造物調査を行い魚道機能の見直しを検討する
- ・川の状態調査: 護岸、河床(固さ、砂利、砂...)
横断構造物、瀬・淵・トロ
- ・多自然川づくりによる川の再整備を図る
- ・漂着、散乱、投棄ごみマップの作成
- ・農地における使用済み資材の管理の徹底
- ・流域イベントカレンダーやお宝マップの作成
- ・体験学習プログラムづくり
- ・道路・公園などの公共空間における美化活動の推進
- ・ラブリバー制度の導入
- ・物部川グリーンツーリズムの推進

←既存取組 | 取組案→



本年度の部会の進め方（案）

物部川清流保全推進協議会スケジュール



本年度は

各団体の活動の

- ・課題として捉えているもの
- ・活動計画の内容・進捗
- ・効果を計る指標

これらの情報を可能な範囲で提供いただき、部会を通して共有を図ります。

平成21年4月27日

第一回物部川清流保全推進協議会総会 メモ

高知工科大学 渡邊 法美

1) 物部川清流保全の縦糸と横糸

- a) 50年前の清流物部川を50年後に(縦糸):川じじ・山じじから川がき・山がきへ
- b) 産業イノベーション(横糸):連携のための開かれた意見交換

婦人会・部

川じじ・山じじ\青壮年部

若者(大学生)ー川がき・山がき

川ばば・山ばば/産業

行政

「こまった」の共有、共同調査研究、「うれしい」の共有

2) 過去(建前)、現在(実態)、将来に関する丁寧な調査研究と行動計画の提案

調査研究の一例:

- a) 自然環境(山川里海)の過去と現在を知るための専門家及び市民調査
- b) 人々のくらしの歴史調査(流域の生命の連続性を実感)
- c) 建前と実態(維持流量、消防用水等)の社会的費用を明らかにする調査研究
維持流量(統合堰より下流):建前は0(m³/秒)、実態は約1(m³/秒)
→実態でアユを救うが不十分。建前の改善を物部川水系河川整備計画で検討中。
消防用水:建前はかんがい用水以外。実態はかんがい用水
一実態は、消防用水費用を節約しているが、アユが犠牲か(アユ損害大)。
建前を実施したときの消防用水費用とアユ損害は。
消防用水費用とアユ損害をそれぞれ最も小さくするような方法は。
- d) 不確実性(温暖化による降雨パターンの変化、シカ個体数の変化...)の影響評価
- e) 流域らしい産業・行政・くらしを(再)創造するための調査研究
(行政施策の効果検証と改善、新商品開発のためのマーケティング調査、
流域住民・観光客の行動調査・分析...)
…多くのマイリサーチとアワリサーチを!
⇒行動計画の提案

3) おいしい研究成果発表会

- a) こども、生徒、大学、住民、産業、行政の研究発表(大葉ジュース付き)
- b) 流域産食材いっぱいの「まんぷくランチ(アユ・鹿肉...)」。理想は懇親会も!
- c) 公開パネルディスカッションによる「臨時総会・幹事会」
- d) 物部川と人々にありがとう
- e) 最初は無理せずに、できる範囲で。